

令和6年第3回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月5日（水曜日）

10時00分開議

11時33分閉会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	藤 崎 源 彦
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
9 番 "	野 村 安 夫	10番 "	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	田 代 秀 喜
町 民 課 長	井 上 竜 一	医療保険課長	西 森 秀 成
健康福祉課長	日 浦 けさお	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	福 原 和 美	教 育 次 長	片 岡 信 博
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長	井 上 健 一
池川地域課長	大 原 正 人		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	田 村 沙 織
--------	---------	-----------	---------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。質問の順序は通告順で、配付しておるとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第5号、議席番号8番、若藤敏久君の質問を許可します。若藤敏久君。

○8番 議席番号8番の若藤でございます。議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、仁淀川町の将来についてお伺いをいたします。

人口の減少とともに、ここ数年、急速に過疎化が進行している本町でございます。合併時からの課題であった少子高齢化問題に、これといった対応もできず、このまま時代にのみ込まれてしまうのでしょうか。日本全国の他の中山間自治体と同様に消滅してしまうのはあまりにも悔しく、町民に対し申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。しかし、現状が続けば、本町の将来はありません。仁淀川町はどうなりますか。町長はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

また、荒木企画課長には、先ほど少子高齢化問題にはこれといった対応もできずと申しましたが、何もせずと申し上げておきます。言葉は厳しいかもしれませんが、あなた方が何もせず今日まで来たから、仁淀川町の人口は合併時の6割にまで減少したと言っても過言ではないと思います。もちろん執行部だけでなく、当然、我々議会にもそれ以上の責任があることは承知の上で申し上げておりますが、我々には執行権がございません。やりたくてもできません。これという課題を提案しても、取り上げてもらえなければそれで終わりです。そこで、荒木企画課長、こうすれば仁淀川町は良くなるという妙案、計画をお聞かせください。副町長ほか、他の執行部の皆様にも、再々質問あたりで同じ質問をいたします。こうしたら良いと思うという妙案をお聞かせください。もちろんその妙案がある方だけで結構でございます。

以上で最初の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 若藤議員のご質問にお答えいたします。

今までも雇用の創出につながる施策や子育て支援策を講じてまいりましたが、人口減少に歯止めをかけるには至っておりません。また、人口戦略会議が新たな消滅可能性自治体リストを公表したことを受けて、全国町村会が5月29日に国に対し緊急要望を行い、東京一極集中の是正に向けた抜本的な対策のほか、リストに関し、住民の不安や諦め、分断をもたらしかねず極めて遺憾だと批判する一方で、それぞれの自治体の努力だけで抜本的改善を図ることは困難だと指摘し、国による対策を促しています。

そして、高知県は今年度、人口減少対策総合交付金事業を創設し、県を挙げて人口減少対策に取り組もうとしております。

本町も、今回の補正予算案に具体案を盛り込んでおりますが、その中心はやはり20代、30代の若者世代への取組であります。本町においては、そういった年代の方々を念頭に置いた具体策として、林業従事者増加のための林業研修制度の継続と観光振興による稼げる観光への転換、農業の6次産業化を推進し、人口減少を少しでも緩やかなものにならしたいと考えております。このことは、町が本格的に移住相談員による取組を始めた平成25年度からの11年間で236人、155世帯の移住者を受け入れ、166人、98世帯が現在も残っていただいております。定着率は70%となっておりますことから、一定効果が出ているものと考えております。しかし、それ以上に人口減少が続き、さらなる取組が必要とも考えており、企画振興課を中心に全庁で議論を加速させていく予定であります。

以上です。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

基本的には今、町長が述べられたことと考えます。この問題は、皆さんご承知のとおり、ずっと以前からの課題でございました。平成17年の町村合併によって一旦は所帯が大きくなりましたが、もともと高齢化の高い状況が解消されたわけではございませんでした。となりますと、年齢の若い住民に残っていただく、町へ帰ってきてもらう、新たに移住してきてもらうことにつながる施策を続けることが重要と考えます。特に最近では、町内への観光客は、コロナの影響もありましたが、年々増えています。仁淀川町の自然を気に入っていただける方々が増えているように感じております。取組の1つであります稼げる観光では、若い層が好んで従事していただける分野であるとも考えておりますので、今後、滞在時間の増につながる宿泊に着目していきたいと考えております。

また、町の取組で直接的にできることといたしましては、住宅の確保と考えております。空き家対策で改修した住宅はすぐに入居者が決まる、林業研修生、地域おこし協力隊、さらには町新採用職員用住宅の確保も難しいといった状況や、公営住宅で家賃が高くなり別の住まいを探される場合、町内に気に入る住居を見つけられないといった声も聞いておりますので、需要は一定あるものと考えております。土地の問題もございますけれども、財源確保が一番の課題でございます。引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問、若藤敏久君。

○8番 町長、企画振興課長、ご答弁ありがとうございます。町長の答弁では、東京の一極集中が一番駄目だと、県を挙げて人口減少には対応していると。また、荒木課長は、宿泊ということに県外からの着目をしていると、また住宅の確保が必要であるというようなご答弁でございました。

実は、私ども議会は、昨年、住民との意見懇談会を持ちました。その場で住民の方から、仁淀川町の灯はあと何年ともっていられるかと、思い切った施策が必要ではないかという質問を受けました。私は、町は消滅しないと思うが、10年が限界ではなかろうかと、このように申し上げました。これを聞いた他の住民からは、当然のように厳しい意見が出てきました。10年では町は消滅しない、灯は消えない、そうならないように私たちが頑張る。また、ある住民は、南海トラフ地震が起こったら都会は壊滅状況となる、そうすると仁淀川町に人が集まってくるようになると、このような意見を持った住民もございましたが、果たして仁淀川町が33号線が崩壊して陸の孤島になったらどうなるのでしょうか。私はその住民の方に聞きたいと思いましたが、そこは聞いておりません。南海トラフで、仁淀川町だけが無事でいられるとは限りません。

私の地元、森地区は仁淀の中心であり、昔はパチンコ屋が2件、映画館もあり、飲み屋は十数件ございました。現在はどうでしょう。森の町へ入り抜けるまで、歩いている人の姿を見ないことが珍しくありません。私の家の前を歩いて買物する人も、1日に10人前後、これが精いっぱいです。森ではもう商売は成り立ちません。恐らく、池川の役場周辺や、三叉辺りも同様だと思います。とにもかくにも、人を増やす施策、特に子供が生まれる世代の若者が集まってくるような魅力あるまちをつくる必要があると思います。私は今回の通告で、仁淀川町の将来という、幸いにもどのような質問をしてもいいような課題で申し上げましたから、少し方向を違えて質問をさせていただきます。

昨日、午前中の全議員協議会で、学校再編が議論されました。まず、長者小と別府小を統合し、その後5年間で別府小と池川小を統合、そして小中一貫校とする計画であります。恐らくそのようになると思いますが、その後はどのようにになりますか。仁淀高校跡の大渡地区を見れば一目瞭然であります。大渡地区には、現在90歳近いおばあさんが2人いるだけ。地域が寂れる第一の要因は、学校がなくなることです。7年後には仁淀地区も池川地区も学校はなくなり、商売ができず地域が寂れます。保護者や父兄の要望を聞き、学校再編も良いでしょう、小中一貫校も良いでしょう。しかし、片方では地域が寂れる施策を我々自らが推進していることを肝に命じ、対策を講じる必要があると考えます。この人口減少問題は、執行部、議会、そして住民みんなが一丸となって取り組まないと対処できない課題であります。

昨日、大崎、ふたば、長者保育所保護者から100%近い署名をし、仁淀川町内の小中学校の統合についての要望書なるものが提出をされました。ここまでされると私たちも賛同せざるを得ない、こういう気がしておりますが、1点だけ疑問点があります。保育所保護者会からの要望によると、将来の子供たちのことも考えて小中一貫校の設立を目指せと、このようになっております。また、長者小が別府小に統合されるのであれば、長者保育園だけでは運動会や発表会ができないから、ふたば保育園と統合するとお聞きをいたしました。7年後、計画どおり平成12年に校舎が完成し、待望の小中一貫校となったといたしましょう。ふたば保育園の園児はどうなりますか。池川こども園の園児はどうなるのでしょうか。よちよち歩きの3歳児、4歳児を連れて、小学校と同じようにバスで大崎まで通園させるんですか。それとも、小中一貫校が完成しても保育園だけは仁淀と池川に置いておくのですか。小中一貫校が完成した時点で、ふたば保育園の園児と池川こども園の園児はどうなるのか。黒川教育長、そして片岡教育次長、お答えください。

いま一度申し上げます。長者保育園は、長者小学校がなくなれば運動会や発表会ができないから、別府小と一緒に活動ができるふたば保育園に統合するというんですね。その別府小が小中一貫校となり、この大崎に来るのであれば、当然、ふたば保育園もこの大崎に来なければなりません。そうされますか。それとも、保育園だけは池川と仁淀に残す。昨日、保護者会から提出されたこの要望書ではありますが、自分たちのことだけを考えた内容の気がしてなりません。7年後には、現在の保護者の子供さん方は、当然、中学生になっております。この要望書の中に、残ったふたば保育園、池川こども園のことは、何一字一句書いておりません。自分たちのことだけです。100%の署名が集まって当然ですよ、

これは。7年後には、池川こども園とふたば保育園の保護者は、今の保護者と全然別の人間になってるわけですからね。教育長、そういった方々の子供の意見を聞く、それは無理ですよ。子供ができてないんやから。しかし、そのことに対する要望も1字ぐらいはあってもええけど、何もないですよ。ましてや、この文章の中には、「小中学校の統合を望んでいる保護者の声をないがしろにせず」、誰もないがしろにしてないです。ようこんな文章が書けたもんです。そう思いませんか。我々も一生懸命に、小中一貫校というものを僕もやってきましたよ。しかし、我々理事に来たのは、片方では、先ほど申したように地域が衰退せんような施策も必要なんです。学校がなくなれば地域は寂れるんです。統合と同時に、地域が栄える施策もここで講じんと賛同はできませんよ、これ。だから、企画振興課長に、どのような妙策がありますか、需要がありますかと聞いたんです。それと次には、皆さん方全員に、意見がある方だけで結構ですから、地域が栄える学校再編と同時にできる施策、そういったものをお聞きしますんで、今ひとまず、教育長、片岡次長、今言っただけふたば保育園と池川こども園は将来どうなるのか、そのご答弁をお願いいたします。

以上で再質問を終わります。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 若藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

ふたば保育所及び池川こども園について、令和12年度、小中一貫校ができたときにどうなるかというご質問に対しまして、今の段階といいますか、それは、まずふたば保育所、ふたば保育所は確かに今現在、別府小学校と運動会等一緒にやっております。ですが、大崎保育所は単独でずっと今までも運動会等やってきております。そこには、併設で小学校がなかったということもございすけども、大崎保育所の人数でできております。ふたば保育所が、別府小学校がなくなった後ですけども、十分に運動会等できるというふうに私は思っております、地元に残したいというふうに思っております。次に、池川こども園、経営母体が先ほどとまた別でございすので、なかなか一概には言えませんが、こちらはまたしっかりとした考えを持った経営団体ではございまして、池川にニーズも多いですしまとまっていますので、そんなにも減ってはいかないと思います、その令和12年についても。ですので、そこの保育園がなくなるというようなことは考えておりません。ですので、令和12年開校したとしても、ふたば保育所、池川こども園については同じく経営していただけるものと思っております。

以上です。

○議長 片岡教育次長。

○片岡教育次長 若藤議員の再質問について、先ほど保育園については教育長のほうが答弁させていただきましたので、私としては教育委員会事務局としては同様の考えでございます。

あと関連して、どのようにすれば仁淀川町が生き残れるか妙案をというふうなことで、先ほど町長と企画振興課長が答弁させていただきましたが、私個人的な考えで良ければ、今までの40年間近く働かせていただいた職務を通じて、いろんなことを経験させていただきました。私、私案であればお話しすることができるのですが、よろしいでしょうか。

私、令和5年から保健福祉課でフレイル予防活動というのを取組させていただきました。それで現在、フレイルサポーターの数が約180名いらっしゃいます。75歳のほぼ1割の方がフレイルサポーターになっていただいて、フレイルとは一体どんなものかというふうなことを日々実践して学んでおられます。この人数そのものは、今現在、仁淀川町の小中学生196名のほぼ同数の人数でございます。その方々の活動を通じて間近で見させていただいたことで、非常に健康寿命というのがございます。健康寿命、男性と女性、平均寿命の差が、要は元気に過ごせるような状況でございます。健康寿命、それがフレイル活動を通じて約5年間は伸ばすことができるのではないかなというふうなことで取り組んでおります。その5年間延ばすことによって、町内のお店や経済活動を5年間延伸できるというふうなことに理論上はなります。そういうふうな活動が、180名はフレイルサポーター、年々増えてきております。その活動を展開することが、非常に生き残れる戦略の1つであると思います。

また、その活動を通じて、仁淀川町では、退職された方が親の介護や畑仕事をしたいというふうなことで帰られてきております。そういうふうな方は、やはり住み慣れた我が家で、父親母親が過ごした我が家で老いを迎えたいというふうなことも思われている方が多い町でございます。そういうふうな方は、ある意味、移住者もしくはUターンで、移住者でカウントされるべき人数だと思っております。そういうふうな方が着実に増えてきており、またフレイルを学んでいただくことによって、新たな仁淀川町の住民になっていただくというふうなことで、さすがに年間200名の方が亡くなって、20名の方が赤ちゃんが生まれます。年間180名の人口減少の町でございまして、5年後は900名近く人口が減るというふうな予想がされてますが、それに一定歯止めをかけるのではないかなと思っています。

あともう1点、自分のおじいちゃんおばあちゃんのフレイルで、老いを真剣に学んで何

とか伸ばしていこうかというふうな方を、おじいちゃんおばあちゃんには当然、お孫さんがいらっしやいます。そしたら、盆や暮れに時々おばあちゃんやおじいちゃんに会うことによって、前と比べて元気になったよというふうに気づく方がいらっしやって、私も何人かそのことを聞いております。そしたら、今の子供は、昔と違って価値観の多様化で、非常にそういうふうな生き方もいいのではないかなというふうなことで、例えば都会で働いてまた仁淀川町に帰ってこよう、いやインターネット上で環境が整っている町の、このご時世でございますので、大学で学んでまた仁淀川町に帰ってきて起業しようかというふうな可能性も秘めておりますので、この活動を展開することによって、移住施策プラスフレイル予防活動をしっかりすることによって、仁淀川町は何とか生き延びることができるのではないかなというふうなことを思っております。

以上でございます。

○議長 若藤敏久君。

○8番 片岡次長、えらい詳しくうにありがとうございました。大変勉強になりました。ただ、今聞いておったら、お年寄りの寿命を延ばして何とか人口減少を食い止めようかというような、フレイル予防というのはそういうふうなんで、根本的に私は、子供ができる働く若者を定住させることはということとはちょっと違うようなことなんじゃけど、今言うように、確かにそういったフレイル予防で5年、10年の寿命を延ばすということができたなら、当然それは仁淀川の人口減少対策になるもんだと思います。ありがとうございました。

教育長、保育園は残す、原則的にはね。当然そうだと思いますよ。そしたら、今現在までは、大崎保育園は小学校も中学校もないんだから、単独でやりよったというのは分かりますよ。しかし、別府小、長者小は昔からずっと地元と一緒にあって小学校と一緒にあってやってきた分ですよ、これ。それは、運動会は5人でも10人でもできないことないですよ。それはできます。しかし、私が言ってるのは、この先ほどの要望書の中に、全然、ふたば保育園、池川こども園のことについて触れられてないから、なんという要望書なんやということを申し上げたんであって、当然、ふたば保育園が残すもんだろうとは思っていました。それは、大崎まで行くことは大変ですよ、これ。しかし、果たして小学校も中学校もない、保育園だけは何とかあるよというような仁淀と池川に移住してきて若者が住むと思いますか。そこが問題なんです。同じことを繰り返してもいかなので、再々質問は以上で終わらせていただきますけど、副町長ほか他の執行部の皆様、最初に申し上げたように、こうやったら仁淀川町は良くなるという妙案、それがあれば、議長、すみま

せんけど、ある方から聞いて答弁を頂いてください。いなければ結構でございます。

以上で再々質問を終わります。

○議長 執行部、竹本副町長。

○副町長 若藤議員の再々質問にお答えいたします。

若藤議員の言われる活性化、持続可能なこれからの仁淀川町ということで、妙案はあるかということですが、妙案と言えるかどうかというのは非常にどうかというところもありますけれども、私としましては、先ほど町長、企業振興課長が言われました産業の活性化はもちろん大事だと思います。ただ、中でもやっぱり観光産業、これは皆さんも少しずつ肌で感じておられるかもしれませんが、最近の仁淀川町は、仁淀ブルー効果もあって、観光産業が非常ににぎわってきております。この観光産業は、ここに定住しなくても、来ていただける人が増えれば、当然ここで事業が始まります。様々な地元企業も来ておりますけれども、また外部から来ていただく方も事業を起こしておるというのが現状でございますので、そうしたものを更に伸ばしていくということは大事なことだというふうに考えております。今、高知空港から僅か1時間ちょっとの距離になりました。これも非常に大きな環境の変化だと思っております、都会に近過ぎずと書いていますが、高知市ですけれども、近過ぎず遠過ぎず、今の観光客の皆様には非常にそういった状況も好まれるというふうに聞いておりますので、ここを1つ大きな産業として稼がせていくということは非常に大事だと思います。そうすることによって、仁淀川町は、幸いにも森地区、池川の土居地区、この大崎地区、距離的にはそれほど遠くないというのは、ほかの合併市町村よりは有利な部分もあろうかと思っておりますので、学校統合云々というよりは、そういった近い旧町村の拠点の集落を上手につないで、そういった観光産業、それぞれに伝統文化もあります、自然も豊富です、そういったものを最大限に活用していくというような方向を何とか考えていかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 ほかに、総務課長、何かありますか。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

私のほうは、その具体策というのはなかなか思いつかないわけなんですけれども、先ほど町長の答弁の中にも、東京都への一極集中ということを書われましたけれども、東京に人、物が全て今、集まっている状況です。これのまずは解消ということで、これ、一地方公共団体ではなかなか解決が難しい。したがって、国また都道府県、そして民間企業とも

連携しながら進めていくべきで、多極分散にするのがいいのではないかと考えております。ただし、このまま手をこまねいていたら人口減少は加速していきますので、都市から地方への人の流れをつくる必要があると思います。そのためには、テレワークとかシェアオフィスとか、そういった多様な働き方を提供する場所の提供であるとか、先ほど企画振興課長申しましたが、それに付随する住宅の整備なんかも必要になってくると思いますので、その辺りを検討しながら進めるべきではないかと考えております。

以上です。

○議長 荒木企画振興課長、何か付け加えることはありますか。企画振興課長。

○荒木企画振興課長 先ほどは、具体策ということで述べさせていただきました。具体策でない部分につきましては、1点述べさせていただきたいと思います。若者、特に女性の職場づくりが重要と考えております。環境づくりも重要と考えておまして、先ほど述べましたけれども、若者が好んで従事していただける職種、さらにはその職場づくりに工夫していくことが定着率につながるのではないかと考えておりますので、そういったことへの支援体制を今後考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長 健康福祉課長、何かありますか。日浦健康福祉課長。

○日浦健康福祉課長 妙案ではないんですが、健康福祉課としましては、お子さんを望む方であったり子育てをしているご家庭の方一人一人、人数が少ないですので、お一人一人に寄り添える体制が取れるかとは思っておりますので、その方々の身体的な面とか精神的なところの支えになるような施策を見直したり、充実させていきたいとは思っております。それによって、出生率の向上に努めれるような体制を考えていけたらとは思っております。

○議長 ちょっと言いたい人もおるかも分らんので、一応聞くだけ聞きますので。ほかに。西森医療保険課長。

○西森医療保険課長 ご質問にお答えいたします。

妙案ではありませんが、医療保険課としましては、町民の方が安心して町内で医療を受けられる現在の体制を継続していくことが大切だと思っております。

以上です。

○議長 会計管理の方はないですか。町民課長。

○井上町民課長 お時間を取らせて申し訳ございません。町民課としての意見ではないんですが、私1人の子供を持つ親としての思いですが、やはり町が生き残るためというか、

そういう妙案ではないんですが、やはり学校教育環境、子供を育てる環境というのが最要、一番私が感じておるところです。いろいろな面で都市との格差はあり、それを埋めるのは難しいと思いますが、教育環境にあっては都市との格差があってはならず、遜色のない教育を受ける環境を維持することが重要ではないかと考えております。そして、教育環境を充実させることで、これからの仁淀川町を担っていく子育て世帯が安心して暮らせる村まちづくりが必要じゃないかと思います。

それと、一言申し訳ございませんが、先ほど保護者会から署名の話が出ましたが、あれはあくまでも学校統合だけに対するものであって、その後の保育所のところまでは言及したものではありませんので、ちょっと申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長 ほかに。農林課長、ないですか。田代農林課長。

○田代農林課長 質問にお答えさせていただきます。

妙案じゃなくて申し訳ありませんが、今までもやってきておりますけれど、農林業の従事者を確保していくということで林業研修制度とかを続け、またそれが続けていけるように、また木材の販売のほう、そして再生林のほうとかを進めていきたいと思っておりますし、少ない農地ではありますが高知県でも有数なお茶の産地でもありますので、何とかお茶を守っていけるような施策をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後に、もう池川総合支所長、何かありませんか。井上支所長。

○井上池川総合支所長 ご質問にお答えさせていただきます。

具体策といたしましては、町長が答弁でお答えさせていただいたような内容になるんですけども、ちょっと似たような形になるんですが、仁淀川町まちづくり計画にも掲げておりますが、仁淀川町を代表する景観を生かした観光地の周辺整備等を行いまして、観光面を更に充実させ、観光振興による稼げる観光への転換を図ること。また、安心して子育てができる環境づくりの推進として、現在も実施しております各種子育ての施策の継続を行い、仁淀川町の魅力を町外に発信して、多くの移住者に定住していただけるようなまちづくりを進めていくことが大事なかなと思っております。

以上です。

○議長 最後、片岡仁淀総合支所長。

○片岡仁淀総合支所長 質問にお答えいたします。

同じような答えになります。人口減少は非常に難しい問題だと思います。今までどおり、

若者定住政策の継続や住宅の確保、道路インフラ整備の何とか維持、それをしっかりと、安心して住める環境づくりを目指していきたいと思います。また、都会にない自然を生かした滞在型観光の取組にも、これから力を入れていったらよいのではないかと考えます。

以上です。

○議長 以上で若藤敏久君の質問を終了いたします。

通告第6号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 通告6号、議席番号2番の日本共産党、藤堂賢太郎です。議長の許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

私は今回、特定利用港湾選定の白紙撤回について質問をさせていただきます。

仁淀川町には直接的な問題ではないですが、高知県を形成している一自治体ですので、将来を考えたときに避けて通れないのではないかとというふうに思いまして、今この場所に立っております。もう既に皆さんもご存じのように、防衛省あるいは国土交通省から高知県に対して、高知港、須崎港、宿毛湾港の3港に選定の打診が去年の10月23日にあり、23年度中に選定が求められました。2月13日には、高知市、須崎市、宿毛市のオンライン説明会が行われまして、3月19日、それからひと月後ですが、県とこの3市で意見交換会が持たれた様子です。濱田知事は、災害派遣でメリットがあると、あるいは米軍が使わない、まして県の権限が制限されないというふうな状況を受けて、3月23日に選定を受け入れております。この表明をいたしました。知事、市長は、住民の声を聞くことなく、今回の指定を受け入れました。住民からは、内容も知らされずに進められたことに非常に大きな驚きと同時に、反対運動が各地で起こっております。署名活動が中心ですけども、起こっております。

国は全国38か所の施設に対して指定を求めましたが、地域的には北海道と西日本に集中しておりまして、四国は物資の補給が見込まれているというふうに思われております。この38施設で、国からの説明不足、あるいは戦争に巻き込まれる危険があつてはならないと自主的に判断をして、22の施設が選定を見送っております。5空港と11の港湾が指定をされました。この11の港湾の中で、四国は4つ、そしてその中でも高知県は先ほど言いました3つの港湾が指定をされまして、非常にその比率は高いというふうに思われます。知事は、平時に年に数回、港が空いているときに自衛隊が訓練するだけだと説明をしております。その後、平時というときには武器や弾薬など米軍支援の可能性があると、それで重要影響事態と、この見方や、あるいは武力行使が可能になる存立危機事態というのが含

まれることが議会で判明をいたしました。相手の国から見れば、有事の際にはほかの民間港湾と区別されて軍事的な位置づけの持つ港となり、国際法上では軍港とみなされます。攻撃目標とされます。本町とこの3港湾は、距離の問題ではなく、四国、高知県全体がやはり戦場になる危険性が高くなるわけです。思いたくはないけれども、その可能性もないことはないと思います。撤回して白紙にすべきではないかと私は考えております。

なぜなら、高知県は1984年の12月県議会で、非核平和高知県宣言を決議しております。さらに、1997年12月19日には、県内全ての港において非核3原則を遵守し県民に親しまれる平和な港としなければならないと、よって当高知県議会はここに改めて高知県の港湾における非核平和利用を決議する。これを全会一致で決議をされております。この決議と、知事の選定で指定を受けたことは両立しないのではないのでしょうか。今回の指定は、関係閣僚会議での施設名を挙げて、高知港は18億円、須崎港が8億円、宿毛湾は2億円、合計28億円の整備予算を付けるというものです。法的な根拠に基づくものではありませんので、撤回はできるということが言われております。このことについて、町長はどのように思いますか。あるいは、その思いをお聞かせいただけたらというふうに思いまして、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員のご質問にお答えいたします。

国におけるこの取組は、国家安全保障戦略に基づき、平素から必要に応じて、自衛隊、海上保安庁が民間の空港、港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものです。

そして、県は、高知港、須崎港、宿毛湾港に係る特定利用の指定の受入れについて、想定されるリスクを上回る十分なメリットが認められると判断し、合意する旨を本年3月22日に国に回答を行っております。

まず、県議会決議でございますが、これは船舶に対して非核3原則を求めるものであり、自衛隊艦船は政府の方針にのっとってこれを遵守しており、今回の指定に同意することは県議会議決に何ら反するものでないと考えております。

また、藤堂議員が言われるように、本町と指定3港湾は距離が離れておりますが、国や県が県民に対し丁寧に説明していくことを期待しております。

以上です。

○議長 以上で藤堂賢太郎君の質問を終了いたします。

これで一般質問を終了いたします。

暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議案の審議を行います。

日程第2、質疑を行います。

報告第2号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第2号の質疑を終結します。

報告第3号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第3号の質疑を終結します。

報告第4号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第4号の質疑を終結します。

報告第5号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第5号の質疑を終結します。

報告第6号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第6号の質疑を終結します。

報告第7号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第7号の質疑を終結します。

議案第32号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第32号の質疑を終結します。

議案第33号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。藤原大君。

○3番 一般会計補正予算書1号の14ページ、環境衛生費の計画策定委託料800万円を、

副町長の説明でソーラーパネル等の設置と聞いてたんですが、設置場所とか山切って付けるんじゃないかなと思ってんですが、そうではないと信じたいんですが、詳しい説明をお願いします。

○議長 井上町民課長。

○井上町民課長 藤原議員の質問にお答えいたします。

この予算というのは、カーボンニュートラル社会の実現へ向けての取組として、公共施設等への太陽光発電施設の導入調査を行う委託料となっております。現在計画しているのは、仁淀支所及び周辺施設に太陽光発電設備を設置し、それらの施設にクリーンエネルギーを供給しようとするもので、特に仁淀診療所では災害発生時の停電時にも医療に電力を供給することが可能となります。このような計画というか、予算計上になっております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。野村安夫君。

○9番 13ページ、民生費、用居集いの館屋上防水改修工事費2,123万円、これは全体の工事ですか。今、利用している人は何人ぐらいおりますかね。

○議長 執行部、答弁。井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長 野村議員のご質問にお答えさせていただきます。

利用者数は、現在のところ3人いらっしゃいます。用居地区の方が2人、出丸地区の方が1人というところです。それで、この防水工事ですけれども、こちら令和5年度に3年度に1度の特殊建築物定期調査を行いました、その際に指摘されました箇所についての修繕ということになっております。詳細につきましては、屋上の防水面及びパラペット面が劣化していることによる修繕、それと玄関のひさしのコンクリートの白化、それと雨水浸入による塗装剥がれの修繕、そして用居集いの館南側1階のひさしの一部のコンクリートに爆裂箇所がございます。そちらの修繕という内容になっております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 2款の総務費の1目の委託料397万6,000円、これはシステム導入だという説明を受けたんですが、これマイナ保険証に関連するシステム導入というふうな説明だったと思うんですけど、これは国がやれやれということで、やめるわけにはいかんだろうとは思いますが、もしこのマイナ保険証とマイナンバーカードをひもづけた場合に、仁淀川町のメリット、今の年寄りばかりのこの町の中でどれだけのメリットがあるかなということを思います。それをちょっと1つ聞きたいんですが、それと町内現在の保険証とのひもづけ

率はどれぐらいになっているかということを知りたいです。それから、3款の民生費のみやび苑の負担金190万円、これ当初予算でみやび苑の負担金は当然出たと思うんですが、なぜ補正を組まなければならないのか、その理由を説明してください。

○議長 執行部、答弁、最初の1問目。井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長 竹本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、高吾北広域町村事務組合負担金、みやび苑の増額補正に関してになります。みやび苑は、高吾北広域町村事務組合に運営をお願いしておりますけれども、みやび苑の宿直に関しまして、もみじ荘の宿直がみやび苑の宿直を兼務しております。それが現状です。ただし、令和6年度介護保険法制度の改正によりまして、特別養護老人ホームでの夜間の人員配置基準が緩和されました。夜間勤務基準を満たす夜勤職員を配置している場合には、夜勤職員と別に宿直者を配置しなくても差し支えないというふうに改められました。よって、もみじ荘での宿直配置が不要となっております、4月から。ですが、今現在はまだ宿直を置いてくださっております。6月末までは宿直を置いてくださることになっております。よって、7月以降、みやび苑での宿直者がいなくなることから、7月から年度末までの9か月間の宿直代を、この負担金に増額する形で計上させていただいております。

以上です。

○議長 井上町民課長。

○井上町民課長 竹本議員の質問にお答えいたします。

2款1項1目の一般管理費委託料、これはマイナンバーに関するものではなくて、令和6年度に低所得者支援及び定額減税補足給付金、これに対するシステム委託料、いわゆる対象者を抽出するための委託料であって、マイナンバーとは関係ございません。

○議長 ほかに質疑はありませんか。若藤敏久君。

○8番 1点だけ。この一般会計を総括してお伺いいたします。町長、建設業の指名入札、これについて1点だけお伺いをいたします。合併をして、仁淀は仁淀、吾川は吾川、池川は池川という、ある程度の規律があって工事の入札はその範囲の業者ということでやってきておりました。やってきたと思います。しかし先日、ちょっと都農町のほうへ用事があって行くときに、長者のほうで仁淀の業者じゃない業者の看板を見たんですよね。ということは、これ池川の業者なんですけど、仁淀のほうでやってるということなんだと思いますが、やっぱりその3町のある程度の建設業の規律というものが崩れて、仁淀の業者が池川へ入り、池川の業者が吾川へ入り、吾川の業者が仁淀にも行きしよったら、今度、そ

ういった分の建設業者そのものが自分たちの首を絞めることになりやせんかと思うんですけど、そこで指名をするときには、町長、やっぱりその地区に限った指名をしていたきたいなと。県の工事であれば、県のほうへ向いてもそういうようなことを言うていただいてそうせんと、業者が自分たちが仕事を欲しいからということで、それは競争をだんだんだんだんやったら、その発注するほうは請負金額が安くなってええかもわからんけど、その行政同士が首を絞めることになりやせんかと思うて心配なんですけど、今言っている長者の場所というのは分かりますか。これ、はっきり名前言ったら、池川の昨年でやめた会社をあと買うてやってることがありますわね。そこが恐らく何してきてるんで、その看板でしたんで、そういうことでやっぱりおけんたいでやられると、行政同士がうんと今度競争になって自分たちの首を絞めることになりやすまいかと思うんですけど、そこら辺、町長、そして指名のときに気をつけていただくのと、それから県のほうへもそういうふうなお話をやっぱり一言言うといたら大分違うかと思うんですけど、いかがでしょうか。

以上です。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 答えします。

基本的には、旧の町村単位での地区内での業者を指名しております。

それで、今言われた工事というのは、ちょっと詳しくは分かりませんが、県発注の一般競争入札とかではないでしょうか。指名じゃなくて一般競争入札であれば、どの工事でも誰でも入札できるというような状況ですので、町が発注した仕事ではないんじゃないかと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第33号の質疑を終結します。

議案第34号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第34号の質疑を終結します。

諮問第1号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで諮問第1号の質疑を終結します。

諮問第2号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで諮問第2号の質疑を終結します。

諮問第3号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで諮問第3号の質疑を終結します。

これで質疑を終了いたします。

日程第3、これより討論・採決を行います。

報告第2号、専決処分の報告について（物損事故に関する和解について）におきましては、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、報告第3号、専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案どおり承認されました。

報告第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、報告第4号、専決処分の報告について（仁淀川町税条例の一部を改正する条例）は原案どおり承認されました。

報告第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって、報告第5号、専決処分の報告について（仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）は原案どおり承認されました。

報告第6号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、報告第6号、専決処分の報告について（令和5年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号））は原案どおり承認されました。

報告第7号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、報告第7号、令和5年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告については原案どおり承認されました。

議案第32号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第32号、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第33号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第33号、令和6年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第34号、令和6年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

それでは、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について適任かとする 것을議題といたします。

諮問第1号は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。諮問第1号について、本案を原案どおり適任とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については適任とすることに決定しました。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦について適任かとする 것을議題といたします。

諮問第2号も人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。諮問第2号について、本案を原案どおり適任とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦については適任とすることに決定しました。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦について適任かとすることを議題といたします。

諮問第3号も人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。諮問第3号について、本案を原案どおり適任とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、諮問第3号、人権擁護委員の推薦については適任とすることに決定しました。

以上で議案の審議を終了します。

日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元の配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定しました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 33 分 休憩

午前 11 時 33 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。これで令和6年第3回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 33 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員